省　令

○厚生労働省令第六十九号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月七日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第三号4を次のように改める。

4　電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害

別表第一の二第四号8中「7」を「8」に改め、同号8を同号9とし、同号7を同号8とし、同号6の次に次のように加える。

7　石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第一の二第六号1中「の業務」の下に「、介護の業務」を加え、同表第七号9中「肝血管肉腫」の下に「又は肝細胞がん」を加え、同号10中「又は甲状腺がん」を「、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同表中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病

九　人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二百九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年五月七日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社新鬼怒川観光ホテル水明　栃木県日光市鬼怒川温泉滝三百五十九番地二

名称	所在地	研修内容
株式会社新鬼怒川観光ホテル水明	栃木県日光市鬼怒川温泉滝三百五十九番地二	ホテル研修

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

三　対象となる者　平成二十二年五月七日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

告　示

○金融庁告示第五十九号

アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年五月七日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所　後藤　久雄　東京都三鷹市下連雀五丁目五番一―八百十三号

橋谷　有造　千葉県市川市大洲三丁目十二番九―百一号

○金融庁告示第六十号

オリックス株式会社が、富士火災海上保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりオリックス株式会社の同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月七日

金融庁長官　三國谷勝範

○法務省告示第二百十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年五月七日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社西伊豆クリスタルビュー　静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須二千百二番地の一

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社新ホテルニュー塩原	栃木県那須塩原市塩原七百五番地	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十二年五月七日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第二百十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十二年五月七日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社西伊豆クリスタルビュー　静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須二千百二番地の一

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社西伊豆クリスタルビュー	静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須二千百二番地の一	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十二年五月七日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第二百十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年九月九日法務省告示第四百二十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月七日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表有限会社堀田研作所の項中「金属プレス加工」を「金属プレス加工、機械加工」に改める。